

2015年9月25日
全国港湾15発第16号

各 四役・中央執行委員
単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



第8回定期大会の概要報告と当面の15年秋年末闘争に関する指示

1. 第8回定期大会の主な経過について

- (1) 全国港湾は、9月15日～16日に、270余名の代議員、オブザーバーの参加のもとで、第8回定期大会を開催した。大会は、議長団に奥田貴正代議員(日港労連)、吉岡達二代議員(全倉運)を選出し、積極的な討論を行なった。
- (2) 大会は、冒頭に糸谷中央執行委員長が「戦争法案は違憲であり、廃案を求める」と強調し、連合体化以来の産別運動によって労働条件面の整備が進んだ半面、「認可料金制度の復活や港湾労働政策等に関わる諸課題についてみるべき前進が見られていない」と指摘して、港湾労働政策に関する課題の前進にむけて、職場・地域の意見を率直に出しあって実りある大会にしようと呼びかけた。
- (3) 大会は、議案の提案に沿って、17名の代議員から、戦争法案に反対する取り組み、通貨貨物の増大に対応する雇用と職域を守る運動、年金制度の拡充に向けた取り組みの促進、指定事業体を本来の姿に戻す運動など、積極的意見が出された。これらの意見は、多くが原案を支持し、補足する意見であったと集約され、その結果、原案を満場の拍手で採択した。
- (4) 大会は、別添の通りの宣言を採択した。
- (5) 大会は、戦争法案に反対する特別決議を採択することとしたが、与党が強行採決する状況も含め微妙な時期であることから、決議文、発出の時期などを中央執行委員会に一任することとした。
- (6) 大会は、15年度の中央執行委員を選出した。
- (7) 15年度運動方針、15年秋年末闘争方針に則り、当面の取り組みを進めるが、15秋闘争方針の柱(方針書の再録)は下記の通りである。

<15秋年末闘争の柱(再録)>

- ① 戦争法案・労働法制改悪の問題は、現時点(方針案の提起・討議)で重大な局面を迎えることになる。議案討議と並行しつつ、これらを廃案にする運動に全力を挙げる。
- ② 港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業の持続的発展を目指して、港湾政策・港湾労働政策の転換を求めると同時に、当面する制度政策課題(料金問題、民営化問題など)に全力を挙げて取り組む。
- ③ 産別協定の順守と職場での具体化を促進する。とりわけ、14春闘協定・15春闘協定の具体化、「安全な職場環境づくり」は着実な前進が求められていることであり、中央・地区での労使協議を中心に、その前進を図る。
- ④ 以上の取り組みを、中央・地区・職場が一つとなって推進しながら、産別組織の強化・拡大を図る。

3. 以上をふまえ、各単組・地区港湾は、15秋年末闘争として次の取り組みを行うよう指示する。なお、第8回定期大会で提起され検討してきた課題についても合わせて指示する。

(1) 中央行動・地区行動について

- ① 中央行動は、2015年11月19日(木)～20日(金)とし、行政交渉、ユーザー交渉、政党要請行動を行い、認可料金復活、港湾の民営化に対する課題、通過貨物対策、港湾労働政策等の課題を申し入れ、協議することとする。したがって、動員(中央執行委員と地区港湾代表)などは別途指示するが、単組・地区港湾において日程確保など動員の準備を行うこと。

なお、申し入れ文書案は、地区行動で活用できるよう可能な限り早く準備するが、機関確認との関係で物理的に間に合わない場合は、(案)を活用されたい。

② 地区統一行動について

イ、各地区港湾は、10月19日(月)～11月6日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し、産別協定・法令順守、行政申入れ等、各地区の創意工夫をもって実施すること。

なお、産別協定履行・点検キャンペーンにあたっては、別途送付する「リーフレット」を活用し取り組まれたい。

ロ、6大港においては、厚生労働省の行う港湾労働法順守旬間に合わせて、行政・地区協会とも対応してパトロール行動を実施すること。

ハ、各地区港湾は、10月19日～11月20日(金)を、地区団交権確立と民間港湾運営会社との協議機関設置を集中的に取り組む期間とし、各地区港湾で創意工夫して取り組むこと。その場合、要請があれば、中執四役も交渉に参加するなど積極的に対応することとする。

ニ、各単組は、地区港湾の行動が成功するよう縦指示を取り組むこと。

(2) 港湾(運営・労働)政策に係る取り組みについて

① 非指定港の指定港化の取り組みについて

イ、四国港湾は、引き続き三島川之江港の指定港化に向けた、毎月の行動に取り組むこと。なお、定期大会で提起された、関係者による懇談会の設置については、中央レベルで実現に向けて対応を強めることとする。

ロ、石狩湾新港、常陸那珂港、志布志港の指定港化に向けては、関係地区において、当該地区労使においての合意形成などの取り組みを強めること。

② 港湾通過貨物対策について

イ、各単組、地区港湾は、AEO、通関行政の規制緩和、コンテナラウンドユース、内陸倉庫、インランドデポなど、港湾通過貨物の増大による、雇用・職域への影響についての様々な情報を、全国港湾書記局に集約されたい。方法は、メール・FAX・資料の郵送など各位に委ねる。

ロ、当該資料は、行政申入れや協議に反映させることとする。

(3) 14春闘協定実施など継続的な課題について

- ① 14春闘で実施時期を区切って協定した、定年制・時間外算定基礎分母・週休二日制の履行・実施について、各単組・地区港湾で、各職場の交渉状況を点検するなど、

取り組みを強化すること。

- ② 本件については、15春闘協定課題(港湾労働者年金制度の拡充、事前協議制度の拡充、関連職種の課題)と併せて、中央労使政策委員会での重要な課題として追求する方針であるので、中央・地区が一体で課題前進が図れるよう対応されたい。

(4) 港湾独自のPOC活動(安全点検訪船活動)について

- ① 本年度の方針として、POC学習・査察行動(本船の安全チェックやITF協約締結、産別協定の配布)を実施することを確認した。具体的には、15年10月に東京港、12月に横浜港、16年2月に神戸港、5月に大阪港を予定している。
- ② ついては、当該地区港湾は、インスペクターやITF東京事務所と連携して、本計画を取り組むこと。なお、邦船に必要な、ITFロゴ入りの旗や、外国語版産別協定リーフなども配布する準備をしているので活用されたい。また、当該経費は、全国港湾負担とする。
- ③ 各単組は、本行動の成功に向けた縦指示を取り組むこと。

(5) 産別組織強化・拡大の取り組みについて

- ① 各単組・地区港湾は、産別港湾運動強化の立場に立って、それぞれの方針に基づき創意・工夫を凝らし積極的に組織強化・拡大の取り組みを進めること。
- ② 教宣委員会は、組織拡大のためのリーフレットを作成し、各単組・地区港湾に配布する準備をしているので、積極的な活用を行われたい。

(6) 国民的諸課題に対する取り組みについて

- ① 安倍内閣による戦争法案の強行採決の暴挙に抗議し、これとたたかう決議(大会において中央執行委員会に一任)を早急に成案・配布するので、各単組・地区港湾において、全国港湾、港湾労働者の立場を内外に発信する取り組みを行われたい。
なお、戦争法を発動させない憲法擁護の闘いや、同法の成立によって、軍貨荷役や、艦船の入港などにどのような対応をするかは、別途指示する。
- ② 辺野古新基地建設反対に関する、署名、現地激励行動の取り組みについては、準備整い次第別途指示する。
- ③ 労働者派遣法改悪、労働基準法改悪に反対する取り組みについては、引き続き「安倍内閣の雇用破壊に反対する共同アクション」に結集して取り組むこととし、必要な動員等を進める。具体的には、別途指示する。
- ④ 日航不当解雇撤回闘争については、ITFの仲間としての連帯、解雇撤回国民支援共闘の共同代表として、組織的な役割を果たすことを基本に、引き続き取り組むが、具体的な行動については、適宜支持する。

以上

<添付> ① 第8回大会宣言

- ② 第8回大会特別決議「戦争法案の強行採決に抗議し、その発動を阻止するためたたかう決議」